

「第4次岐阜県教育振興基本計画(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間:令和5年12月25日(月)～令和6年1月23日(火)[30日間]

意見件数 :26件(7名)

通番	関連する 施策番号等	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
1	Ⅱ-9	<p>近年導入されたタブレット学習について。 タブレットが普及されてから学習の幅は広がったが、授業中や休み時間などに動画サイトやSNS等など学習に関係のないものを見ている人が増え、お互い人と話す機会が減ってきていると思った。 なので、タブレットを休み時間は預ける・鍵がついたロッカーにいれる。サイトの規制を強化する、学習専用タブレットに変えるなど小・中・高、公立・私立に取り入れてほしい。 周りの人と話す時間やコミュニケーションを取る時間を取り入れてほしい。</p>	<p>タブレット等のICT機器は、「主体的・対話的で深い学び」等を実現するための基盤として有効であると考えますが、生徒と教員や生徒同士など、対話やコミュニケーションを重視した対面による授業の重要性はこれまでと変わるものではないと考えております。 なお、タブレットの貸与にあたっては、学習用のタブレットであることを明確にし、使用のルールを徹底してきたところですが、今後も、タブレットが正しく利用され、子どもたち一人一人の情報活用能力の向上に資するよう努めてまいります。</p>
2	施策 体系	<p>教職員の働き方改革の位置づけが、第3次教育ビジョンの時より後退している。前回(第3次教育ビジョン)は、5つの柱の1つだった。「働き方改革」は、終わっていないどころか「教職員不足」が拡大している。</p>	<p>第4次岐阜県教育振興基本計画では、「子どもたちのための計画」という側面を全面に出しており、教職員に係る施策については、教職員は子どもたちの学びを支える側として、施策Ⅳ「『学びの多様なニーズに応える環境』の充実」に集約しました。教職員の働き方改革や教員不足は喫緊の課題であるという認識に変わりはありません。「優れた教職員の確保と資質・指導力の向上」や「長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進」といった具体的な施策として位置付け、引き続き、働き方改革や教職員の確保に取り組んでまいります。</p>
3	Ⅳ-27	<p>ハラスメント対策について。数値目標が管理職の研修だけとは、情けない。教職員の研修も不足している。また、同僚間のパワハラも増大している。 教職員のパワハラ研修を明記すべき。</p>	<p>パワーハラスメント対策として、管理職研修だけではなく、初任者研修等の経年研修でも服務規律遵守及び倫理の保持に向けた意識強化を図る研修を実施しております。 その他、主な取組として、各学校においても全教職員を対象にハラスメントに関する研修を実施しております。 引き続き、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進に向けて取り組んでまいります。</p>
4	全体	<p>様々な教育課題に対応するためには、「人の増員」「予算の増額」が必要。そこが明記されていない。特に、部活動の地域移行や教職員の働き方改革、不登校対策、外国籍児童生徒の対応についての「人」「予算」の増大を明記してほしい。</p>	<p>本計画は、次の5年間で推進していく施策や主な取組をまとめて示していくつくりとなっております。部活動の地域移行や教職員の働き方改革、不登校児童生徒への対応、外国人児童生徒への対応に係る「人」や「予算」については、いただいたご指摘を受け止めながら、今後、必要に応じて適切に対応できるようにしてまいります。</p>

「第4次岐阜県教育振興基本計画(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間:令和5年12月25日(月)～令和6年1月23日(火)[30日間]
意見件数 :26件(7名)

通番	関連する 施策番号等	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
5	重点 施策	重点の3つのうちの1つ、高校の再編について詳しい方針と手立てを明記すべき。人口減少地域での高校の廃校は「学びの保障」の観点や更なる人口減少に拍車がかかる。また、広域性通信高校に進学する生徒の増大は、大きな課題だと思ふ。	重点施策の3つ目「将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進」に明記しましたように、今後の県立高等学校のあり方については、生徒の学びのニーズだけでなく、生徒数の減少や校舎改築の時期などを踏まえた総合的な検討が必要です。学びの機会の保障、多様な学習ニーズへの対応、教育環境の整備などの視点から、その方向性の検討に着手してまいります。
6	II-13	介護福祉士について。老人が増え、介護する人が必要とは聞くが、若い子は負担でないか。	本県においては、2025年までに介護人材が約4,400人不足する見込みです。このため県では、将来的な福祉人材の確保に向けて、若い世代に福祉の仕事の魅力ややりがいを感じてもらえるよう施策を実施してまいります。 また、介護職員の離職者のうち約6割は3年未満で離職していることから、離職率の高い就職3年未満の介護職員の定着及び離職防止を図るため、交流会を実施することで、職員の負担軽減に務めてまいります。
7	IV-25	現状について。「顧問となることができる教職員数の減少」とあるが、顧問が出てこなくてクラブ活動練習ができるよう、監督とコーチなど用意することが大切。部活動は、あくまで有料化し、ある程度は無料。部活動指導員（顧問がいなくても練習できる監督やコーチ）を呼ぶくらいでどうか。 高等学校の運動部活動も、ある程度の無料の練習時間は必要。週4～5時間程度は設け、土曜日に無料枠を設け、平日の放課後は有料化していくべき。ウォーミングアップからクールダウンまでこなし、疲れる2～3日筋肉痛になって体育の授業が週2日入ってちょうどいい。 従って、課題にある「従来の学校部活動に代わり、運営団体・実施主体の管理下で社会教育の一環として、学校と地域との連携・協働によって整備する新たな地域クラブ活動の体制の構築」も必要ない。 取組の方向性や主な取組について。単に一定枠有料化し、顧問の先生が練習に出てこなくていいように役割を分担させ、部活動推進員（監督やコーチなど）を配備するだけ。 目安としては、土曜日：無料（1～4限分）、平日：土曜日の分を引いて有料2,000～4,000円程度。長期休暇中は、午前と午後に分ければ広く使える。「合同部活動を推進する等の環境を整備する」とあるが、雨の日などは体育館でのエアロビでいい。	中学校では、令和5年度より休日の部活動を地域クラブ活動に移行する国の実証事業がはじまり、令和7年度末までに、休日の部活動の地域移行を目指しています。それに伴い、本県においても、実証事業に24市町が実施しております。 県としては、今後、県内や県外の先行事例の各市町村に対して情報提供を行い、地域移行を推進してまいります。 また、高等学校の地域移行については、国の動向を注視しつつ、本県の実態に応じた部活動の在り方を検討してまいります

「第4次岐阜県教育振興基本計画(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間:令和5年12月25日(月)～令和6年1月23日(火)[30日間]

意見件数 :26件(7名)

通番	関連する 施策番号等	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
8	全体	子どもの権利に基づいているか。子どもをアドボケイトする立場に立っているか。	令和5年末に策定された「こども大綱」において、全ての子どもが「権利の主体」であることが明示されました。 第3章の「2 施策体系」の説明の中で、第4次岐阜県教育振興基本計画の推進にあたって、「こども大綱」の趣旨も踏まえ、取組に反映させていくことを追記します。
9	全体	社会モデルに基づいて、それぞれの子どもが抱える社会的障壁、障がいの除去をお願いしたい。	それぞれの子どもが抱える社会的障壁の除去、障がいの軽減のための手立てについては、個別の教育支援計画に「必要な合理的配慮」として記載することとしており、その情報に基づき、必要な合理的配慮を提供しています。今後も関係機関と連携し、社会モデルの概念に則った対応を進めてまいります。
10	全体	子ども、保護者、教員学校関係者が安心して相談できる教育機関、機能を作ってほしい。	学校教育に係る相談体制につきましては、例えば、いじめや不登校に係る児童生徒や保護者の電話相談「子供SOS24」や各学校へのスクールカウンセラーの配置、教職員の働きやすい職場環境づくりのための相談窓口など、それぞれの状況や内容に応じた相談体制の充実を図っているところですが、その前提として、安心して相談できる雰囲気作りが欠かせないと考えております。 今後も、いただいたご意見を踏まえ、傾聴的な姿勢を大切に、相談内容に応じて適切に対応できるよう努めてまいります。
11	全体	困ったとき、高校入試の合理的配慮等の場面で、子どもや保護者、教員等の不安や困りごとに配慮が不足している。アナウンスもフローチャートも不足している。作成してほしい。	公立高等学校入学選抜においては、障がいや病気等により、中学校等で配慮や支援を受けている方が受検する場合、検査等の公平・公正を確保した上で、適正な配慮措置を講じています。 受検上の配慮申請については、これまでも、県ホームページや県内の中学3年生全員に配付している冊子「公立高校をめざす皆さんへ」などにより周知しておりましたが、今後は受検生や保護者の方に対して、受検上の配慮申請の流れ等についてより分かりやすく周知するよう努めてまいります。

「第4次岐阜県教育振興基本計画(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間:令和5年12月25日(月)～令和6年1月23日(火)[30日間]

意見件数 :26件(7名)

通番	関連する 施策番号等	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
12	IV-21	特別支援コーディネーター、校内委員会等が機能しているか、当たり前のことが実施されているか、確認・是正してほしい。	年に2回、市町村教育委員会において障がい児の教育相談・就学相談、就学事務等に従事している者を対象に、特別支援教育についての理解を促し、その資質向上を図るとともに、障がい児及び保護者への適切な教育支援を推進することを目的とした「教育支援地区研究協議会」を各地区において開催しています。その中で、各市町村の学校における教育支援の現状と課題についても報告されるため、特別支援コーディネーターや校内委員会等がその機能を果たしているかどうかについても確認し、必要に応じて指導助言・是正をまいります。
13	IV-20	夏場の異常な暑さが多くなった県下で、公立高校にエアコンの設置、適正な使用で、学びの環境を改善・死亡事故を未然に防いでほしい。	夏の猛暑から生徒の安全と健康を守るため、普通教室の全室及び夏場の使用が必須となる特別教室にエアコンを整備したところです。 引き続き、老朽化したエアコンの計画的な更新や、老朽化が進む暖房機器の更新に合わせた冷暖房のエアコンへの一元化など、施設の長寿命化計画の実施状況も踏まえ、学びの環境改善に取り組んでまいります。
14	全体	今できること、今間に合うことも盛り込んでほしい。子どもにとって、その年その学年その入試は、その時しかない。	本計画では、次の5年間で推進していく施策の全体像や主な取組をまとめて示すこととしております。計画の進行にあたっては、毎年度、外部有識者からなる「岐阜県教育委員会点検評価会議」を開催し、幅広く客観的な観点からの点検・評価していただき、新たな取組に反映させていくPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)の考え方に基づいて進行管理していきます。
15	策定の趣旨	「策定の趣旨」に記載されている「学校が全国一斉に休校」を「学校が全国一斉の休業要請」とする。 学校安全保健法第20条には「学校設置者」が「休業」できるとある。 よって「要請」ではないか。	ご指摘のとおり、当時の状況を踏まえ、「…学校では全国一斉の休業要請により臨時休業となるなど、…」という表現とします。
16	策定の趣旨	「策定の趣旨」に記載されている「…前進していく力が…」を「…前進していく力を育むこと」とする。 確かに、子どもたちには素案に書かれている諸力・能力が必要とされていると思うが、子どもたちが独力と同時に周りの人々の力を要請されているものと解すべきではないか。	ご指摘の箇所につきましては、「子どもたち」を主語として記述しておりますので、その述語として「前進していく力が求められている」と表現しておりますが、ご指摘のとおり、こうした力を育むため、第4次岐阜県教育振興基本計画においては、きめ細かな教育を、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら、「オール岐阜」で推進してまいります。

「第4次岐阜県教育振興基本計画(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間:令和5年12月25日(月)～令和6年1月23日(火)[30日間]

意見件数 :26件(7名)

通番	関連する 施策番号等	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
17	目指す 人間像	「目指す人間像」の1番目の○の「…その礎は、家庭や地域、学校などの場で育まれていきます」を「…その礎は、さまざまな人たちと社会、自然など」とする。 「人間性」はさまざまな人間の行う諸活動の中で形成されると思う。 「家庭や地域、学校」などと狭く見るものではない。ヒドン・カリキュラム(隠れた教育課程: hidden curriculum)もある。	ご指摘のとおり、自分自身を大切だと思ひ、幸せであると思えることは、家庭や地域、学校のみならず、その他の社会的な関係や自然環境など、全体の中で育まれるものであると考えております。そのことも踏まえて、ここでは「…その礎は、家庭や地域、学校などの場で育まれていきます。」と表現しております。
18	目指す 人間像	「目指す人間像」の7番目の○の「育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」を「育んだ経験をいかし、さまざまな課題を克服しよりよい社会、自然などの実現を旨とする人」とする。 「目指す人間像」の5つの○での「課題」とも思えることに対しての「対処」は社会としても大切であるし、第2章でその「課題」を考察していくとなっていることから必要と考える。	「目指す人間像」の説明に記載させていただいたように、子どもたちが、主体的に、深く学び考えたり、何かに熱中したりするなど、様々な経験を通して、「できた喜び」や「できなかった悔しさ」を感じながらも、失敗を恐れず挑戦を続けていくことが大切であり、その経験の積み重ねの中で育んだ「自信や誇り」が、更なる可能性を拓いていく原動力になると考えています。第4次岐阜県教育振興基本計画では、目指す人間像を「『ふるさと岐阜』で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」としてありますが、いただいたご意見のように、これからの社会や取り巻く自然環境等がよりよいもの、すなわち「よりよい未来」となるために必要な力の育成に努めてまいります。
19	施策 I	「第3章 取り組む施策の体系」の施策 I 「『豊かな人間性』の育成」の「多様な人となつたり」を「多様な人、社会や自然などとなつたり」とする。以下「2 施策体系」の「I-1」「3 ①」等も同様にする。 教育基本法第1条で「人格の完成」は「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」となっている。人だけのつながりではないと考える。	施策 I - 1 「多様な人となつたり、関わる力の向上と心の教育の充実」は、今後5年間の重点施策にも選定しておりますが、コロナ禍における体験活動や対面交流の減少を踏まえた、学びの中で育まれる対人関係を構築する力の育成を目指して焦点化した施策としております。 なお、施策 I において、例えば、4 「『ふるさと岐阜』での活動を通して学ぶふるさと教育の推進」においてふるさと教育などを展開する中で、「ぎふの自然・歴史・文化芸術・産業等に触れて学び、探究する取組の推進」を図ったり、地域や社会と関わりながら諸課題やその解決方法を探究するなど、いただいたご意見のように、社会や自然などとの関わりも大切にしたい取組を実施してまいります。
20	重点 施策	「第3章 3 今後5年間の重点的な施策②」の「ふるさと岐阜のよさを感じ取り、誇りと愛着を育む」を「ふるさと岐阜を感じ取り、理解する」とする。 どのように「誇りと愛着」を持つことは「考え方や捉え方等」の「①の多様」にも関わるので「各個人の内面の自由」に関することと思う。日本全国でそれぞれが同様のことを感じていると思う。	ご指摘のように、「誇り」や「愛着」は、子どもたち一人一人の考え方や捉え方によると考えております。その上で、子どもたちが、ふるさと岐阜の豊かな自然・歴史・文化などの中で、身近な人々の生き方や考え方に触れたり、温かな支えを受けたりする経験の中で、ふるさと岐阜のよさを感じ取り、愛着や誇りを持つことにつながるような本県教育の取組に努めてまいります。

「第4次岐阜県教育振興基本計画(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間:令和5年12月25日(月)～令和6年1月23日(火)[30日間]

意見件数 :26件(7名)

通番	関連する 施策番号等	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
21	重点 施策	<p>施策I「『豊かな人間性』の育成」の1「多様な人となつながら、関わる力の向上と心の教育の充実」の課題の2つ目、取組の方向性の4つ目の「『特別の教科 道徳』における指導方法の一層の充実を図るとともに、児童生徒の豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図るために、学校、家庭、地域が連携して道徳教育を推進します。」を「『特別の教科 道徳』について、児童生徒の豊かな心や子どもの人権などを大切にすることを学校、地域が連携して推進します。」とする。</p> <p>単なる「特別の教科 道徳」で「児童生徒の豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図る」のみならず「実態として」子どもさんが「心や道徳性の涵養」のみでは終わらせない取り組みを求めたい。</p>	<p>学習指導要領解説「総則編」及び「特別の教科 道徳編」では、道徳教育の目的は、道徳性を構成する諸様相である、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲と態度を養うことと示されています。今後もこうした道徳性（判断力、心情、意欲と態度）を養うために、学校では、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」における指導の充実に努めるとともに、行事や取組など教育活動全体を通じて行う道徳教育を一層推進してまいります。また、現状や主な取組の⑤に明記しましたように、学校、家庭、地域が一体となって取り組む、一家庭一ボランティア等の道徳的实践の推進にも、引き続き取り組んでまいります。</p>
22	I-2	<p>施策I「『豊かな人間性』の育成」の2「人権教育の推進」の取組の方向性の1つ目「教職員の人権感覚を高め、人権教育に関する指導力の向上を図る研修や「ひびきあい活動」の取組の充実、また、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の推進などを通して、同和問題をはじめとする様々な人権課題を解決する力（行動力）を育みます。」を「教職員の働き方の保障を含め人権を尊重し、人権感覚を高め、教育に関する指導力の向上を図る研修を保障する。また、社会や地域が一体として人権を保障する教育の推進などを通して、社会問題や同和問題などの様々な人権課題を解決する方向性の考え方などを育みます。」とする。</p> <p>人権の保障は人権を大切にされた方々こそ人権の保障について取り組むことができると思う。また同様に人権を自覚できた方々も同様なので「人権感覚」などという言葉でなく「実感できる取り組み」を求めたい。</p> <p>「生徒指導提要」（令和4年12月文部科学省）の「まえがき」で「子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。」等のさまざまな記述がある。それらの叙述を参考にされたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、教職員の人権感覚については、人権教育においてのみならず、教育に携わる者として身に付けておかなければならないものであり、その向上を図るための研鑽が欠かせないと考えます。今後も、「取組の方向性」や「主な取組」にありますように、教職員の人権教育に関する指導力の向上とともに、価値観の多様性や様々な人権課題について正しく理解し、教職員の人権感覚の向上に資する研修を充実させ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりに取り組んでまいります。</p> <p>なお、教職員の働き方の保障については、施策IV-27「長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進」や28「ハラスメント対策など、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進」を通して、互いの人格を尊重し合い、教職員の利益の保護を図るとともに、働きやすい良好な職場環境づくりを推進してまいります。</p>

「第4次岐阜県教育振興基本計画(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間:令和5年12月25日(月)～令和6年1月23日(火)[30日間]

意見件数 :26件(7名)

通番	関連する 施策番号等	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
23	I-2	<p>施策I「『豊かな人間性』の育成」の2「人権教育の推進」の取組の方向性の2つ目「同和問題をはじめとする様々な人権課題について、正しく理解し、児童生徒と教職員の人権感覚の向上に資する研修」を「様々な社会問題や同和問題などの人権課題について、正しく理解し、児童生徒への人権保障の取組みと教職員の人権保障の向上に資する研修」とする。「主な取組」でも同様な「考え方」を求める。</p> <p>人権問題の中心点は労働、ジェンダー、貧困・格差などの社会問題にあると思われる。児童生徒には人権保障の取組み、教職員には働き方の人権保障とともに人権を自覚できる「研修などの取組み」が必要かと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、現代社会においては解消に向けて取り組むべき様々な人権課題があります。本県の人権教育においては、「岐阜県人権教育基本方針」を指針とし、これまでの同和教育及び人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を一層深めるとともに、様々な人権課題を解決できる実践力を高める取組を進めているところであります。</p> <p>また、教職員の人権感覚については、教育に携わる者として身に付けておかなければならないものであり、その向上を図るための研鑽が欠かせないと考えます。今後も、教職員の人権教育に関する指導力の向上とともに、価値観の多様性や様々な人権課題について正しく理解し、教職員の人権感覚の向上に資する研修を充実させ、人間尊重の気風がみながる学校づくりに取り組んでまいります。</p> <p>なお、教職員の働き方の保障については、施策IV-27「長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進」や28「ハラスメント対策など、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進」を通して、互いの人格を尊重し合い、教職員の利益の保護を図るとともに、働きやすい良好な職場環境づくりを推進してまいります。</p>

「第4次岐阜県教育振興基本計画(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間:令和5年12月25日(月)～令和6年1月23日(火)[30日間]

意見件数 :26件(7名)

通番	関連する 施策番号等	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
24	IV-20	<p>施策Ⅳの「20 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進」の取組の方向性の「県立高等学校のより一層の特色化・魅力化を図るための方向性を検討します。」「学校運営や教育活動を、地域住民や保護者など地域と一体となって進めることにより、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進するとともに、小・中学校においては、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進に向けての取組の拡充を図ります。」を「現にある県立高等学校を大切にし、魅力化、を図るための施策を推進します。」</p> <p>「現にある小学校・中学校を大切にし、学校運営や教育活動を、地域住民や保護者など地域と一体となって進め、小・中学校においては、学校運営協議会と一体的推進に向けての取組の拡充を図ります」とする。</p> <p>学校数が最高時から6割近くに減少しており、通学範囲が広まり、地域との関係が希薄になるのは予想される。もともと「地域の学校」であったものがそうでなくなっているのではないか。文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年1月27日)を見ても必要な措置を取るようになっていると考える。「16 体力づくりの推進」の「体力づくり」でも通学時間が必要な「体力づくり」に寄与していると考え。「公共交通」などで「体力づくり」の減少、「12 主権者教育」や「19 子どもの安全・安心」などにつながると思う。</p>	<p>重点施策の3つ目「将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進」に明記しましたように、今後の県立高等学校のあり方については、生徒の学びのニーズだけでなく、生徒数の減少や校舎改築の時期などを踏まえた総合的な検討が必要です。学びの機会の保障、多様な学習ニーズへの対応、教育環境の整備などの視点から、その方向性の検討に着手してまいります。</p> <p>なお、小・中学校のあり方については、設置者である各自治体において考えていくこととなります。</p>
25	I-3	<p>施策Ⅰ-3の現状の8つ目の記述について。ここだけ「インターネット」ではなく「ネット」と略語になっている。</p>	<p>ご指摘の箇所につきまして、「ネット」を「インターネット」という表記に修正します。</p>

「第4次岐阜県教育振興基本計画(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間:令和5年12月25日(月)～令和6年1月23日(火)[30日間]
意見件数 :26件(7名)

通番	関連する 施策番号等	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
26	重点 施策	<p>重点的な施策について。予測困難な時代の中で、育むべき社会を生き抜く力として本計画案で掲げている「自立力」「共生力」「創造力」の3つの力には共感しており、その実現のため、教育課程を社会に開き、地域の教育資源を活用していくことの重要性は、本計画案にも謳われている論点だと理解している。一方で、教育現場では、教職員はもちろん、児童・生徒の多忙さも顕著であり、探究の源泉である自らの興味関心や疑問、課題感を深める機会そのものが不足しているように感じている。これにより、例えば、ネットなどで得た情報を相手（主に大人）に対して忖度しながら上手くまとめ発表・提案を行うものの、発表者自身は提案内容にある地域資源などに興味を持っておらず、結果として得られた学びは「自己理解や問いを深め、実践などを通して気づきを得ること」ではなく「相手に喜ばれるように上手く発表すること」になってしまうようなケースを目にしてきた。これでは、「探究」の本質から乖離し、本計画案で目指す教育活動そのものが形骸化してしまう危険性を感じている。この点で重要なことは、社会教育的な視点を持ちながら、より多くの地域資源を活用できる仕組みを構築することで、学校の負担を軽減しつつ、教育活動を充実させることにあると考える。その具体策として、学校が所在する地域ごとに、学校と地域をつなぐ教育コーディネーター（またはコーディネート団体）を配置するなど、教育課題を学校教育だけで抱え込まない方策を検討することが重要であると考え。</p>	<p>重点施策の2つ目「『ふるさと岐阜』での活動を通して学ぶふるさと教育の推進」に明記しましたように、県では引き続き、地域の活性化や課題解決に向けて取組む探究的な学びを継続してまいります。ご指摘のとおり、その学びを持続可能で充実したものにするためには、地域とともに教育活動を展開していくことが重要であり、地元自治体、大学等との連携や、地域の外部団体の積極的な活用を推進するとともに、学校の負担軽減など教職員の働き方改革にも取り組んでまいります。</p>